

住所不明組合員のみなし脱退に関する公告

2020年3月1日

生協法および茨城県学校生活協同組合定款に基づき、下記の通り2019年度の住所不明組合員のみなし脱退に関する公告を行います。

記

1. 対象

今回の「のみなし脱退」の対象となるのは、2017年9月1日から2019年8月31日までの2年間に渡って、組合員名簿に登録された住所では連絡が取れない方です。

この期間に「ご利用明細」（出資金残高通知ハガキ）が届いていない組合員の方は問い合わせ下さい。

2. 名簿の閲覧と手続き及び期日

該当する組合員名簿を事務局に設置しています。ご確認の上2020年4月30日までに住所変更又は脱退（出資金の払い戻し）の手続きをお願いします。

3. のみなし脱退処理後の出資金について

前項の手続きが遅れた方についても出資金は2年間お預かりし、請求があれば返還いたします。

お問い合わせ先

茨城県学校生活協同組合

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番46

フリーダイヤル 0120-663-648

フリーファックス 0120-663-638